同　中田　克之
宮崎地方裁判所判事に補する
宮崎地方裁判所日南支部勤務を命ずる
兼ねて宮崎家庭裁判所判事に補する
宮崎家庭裁判所日南支部勤務を命ずる
同　藪　崇司
宮崎家庭裁判所判事に補する
宮崎家庭裁判所都城支部勤務を命ずる
兼ねて宮崎地方裁判所判事に補する
宮崎地方裁判所都城支部勤務を命ずる
都城簡易裁判所判事に補する
同　船戸　宏之
那覇地方裁判所判事に補する
兼ねて那覇家庭裁判所判事に補する
那覇簡易裁判所判事に補する
同　有田　浩規
那覇地方裁判所判事に補する
那覇地方裁判所石垣支部勤務を命ずる
兼ねて那覇家庭裁判所石垣支部勤務を命ずる
同　内藤　尚子
仙台地方裁判所判事に補する
兼ねて仙台家庭裁判所判事に補する
仙台簡易裁判所判事に補する
同　高橋　信幸
仙台家庭裁判所判事に補する
兼ねて仙台地方裁判所判事に補する
仙台簡易裁判所判事に補する
同　能登謙太郎
仙台家庭裁判所判事に補する
仙台家庭裁判所古川支部勤務を命ずる
兼ねて仙台地方裁判所判事に補する
仙台地方裁判所古川支部勤務を命ずる
古川簡易裁判所判事に補する
同　吉川　健治
仙台家庭裁判所判事に補する
仙台家庭裁判所石巻支部勤務を命ずる
兼ねて仙台家庭裁判所登米支部勤務を命ずる
兼ねて仙台地方裁判所判事に補する
仙台地方裁判所石巻支部勤務を命ずる
兼ねて仙台地方裁判所登米支部勤務を命ずる
同　内田　暁
福島家庭裁判所判事に補する
福島家庭裁判所会津若松支部勤務を命ずる
兼ねて福島地方裁判所判事に補する
福島地方裁判所会津若松支部勤務を命ずる
同　野村　充
青森家庭裁判所判事に補する
青森家庭裁判所弘前支部勤務を命ずる
兼ねて青森地方裁判所判事に補する
青森地方裁判所弘前支部勤務を命ずる
同　平田　晃史
札幌地方裁判所判事に補する
兼ねて札幌家庭裁判所判事に補する
同　高瀬　保守
函館地方裁判所判事に補する
兼ねて函館家庭裁判所判事に補する
同　村田　一広
釧路地方裁判所判事に補する
釧路地方裁判所帯広支部勤務を命ずる
兼ねて釧路家庭裁判所判事に補する
釧路家庭裁判所帯広支部勤務を命ずる
帯広簡易裁判所判事に補する
同　佐々木清一
釧路地方裁判所判事に補する
釧路地方裁判所北見支部勤務を命ずる
兼ねて釧路地方裁判所網走支部勤務を命ずる
兼ねて釧路家庭裁判所判事に補する
釧路家庭裁判所北見支部勤務を命ずる
兼ねて釧路家庭裁判所網走支部勤務を命ずる
北見簡易裁判所判事に補する
兼ねて網走簡易裁判所判事に補する
網走簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
同　渡邉　史朗
高松高等裁判所判事に補する
同　大橋　弘治
高知地方裁判所判事に補する
兼ねて高知家庭裁判所判事に補する
高知簡易裁判所判事に補する
同　宇田川公輔
松山地方裁判所判事に補する
兼ねて松山家庭裁判所判事に補する
同　寺岡　洋和
松山家庭裁判所判事に補する
松山家庭裁判所西条支部勤務を命ずる
兼ねて松山地方裁判所判事に補する
松山地方裁判所西条支部勤務を命ずる（以上十月十七日）

○任期終了退官
判事補兼簡易裁判所判事井原千恵及び同中野智昭は十月十六日限り本官たる判事補が任期終了・同時に兼官たる簡易裁判所判事退官となる

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、十月二十六日オーストリア国の国祭日につき、同月二十五日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、岐阜労働局の関係労働者を代表する者畑慎一の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名いたしたいので、資格がある労働者の団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成23年10月27日

厚生労働大臣　小宮山洋子

記

1　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体であって、岐阜労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

3　推薦締切日　平成23年11月８日

4　推薦書及び添付書類提出先　岐阜労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　年　月　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名　印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

（注）1　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

資　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

十月二十五日（火）

○１般案件（抜粋）

１、皇太子殿下のサウジアラビア国御旅行について（了解）（宮内庁・外務省）

○国会提出案件

１、「平成二十二年度ものづくり基盤技術の振興施策」について（決定）（経済産業・文部科学・厚生労働省）

公　告

諸　事　項

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第２号の規定に基づき、平成23年10月17日から６か月の土地家屋調査士業務の停止の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成23年10月27日

盛岡地方法務局長　島津　弘一

記

氏名　埜木　隆司

所属する土地家屋調査士会　岩手県土地家屋調査士会

登録番号　岩手第1044号

事務所の所在地　岩手県釜石市中妻町一丁目18番８号

違反行為　本人確認及び登記申請意思確認義務違反等